令和７年度第１回名古屋市障害者差別解消庁内推進会議

日時：令和７年８月 18 日（月）午前９時 50 分～
場所：市役所本庁舎２階　特別会議室

１　市職員等による障害者差別に関する相談事例　【資料１】(P. 3)

２　本市における障害者差別解消の推進にかかる主な取り組み　【資料２】(P. 5)

３　「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」(令和７年４月改正)について　【資料３】(P. 23)

＜参考資料＞
名古屋市障害者差別解消庁内推進会議設置要綱（P. 34）

１　市職員等による障害者差別に関する相談事例（令和６年10月～令和７年３月）

（１）趣　旨

令和６年度下半期に、各局室区から報告のあった障害者差別に関する相談事例の集計結果を、各部署へフィードバックすることで、障害者差別に関する取り組みに活かしていただくもの。

（２）相談件数（令和６年10月～令和７年３月）

相談件数	申出内容別の状況						
	職員の対応			事務事業の実施方法等		施設のバリアフリー関係	その他の相談等
	差別的言動	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供		
１件	０件	０件	０件	０件	０件	０件	１件
４件	０件	１件	１件	２件	０件	０件	０件

※ 下段件数は、障害者差別相談センターにて対応した本市関連の事案件数

(参考) 年間相談件数の推移

年度	相談件数	職員の対応			事務事業の実施方法等		施設のバリアフリー関係	その他の相談等
		差別的言動	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供		
R元	９件	１件	２件	０件	０件	０件	１件	５件
R2	４件	０件	０件	０件	０件	０件	１件	３件
R3	５件	１件	０件	１件	０件	１件	０件	２件
R4	５件	１件	０件	１件	０件	１件	０件	３件
R5	193件 (185件)	１件	１件	１件	０件	１件	79件 (78件)	161件 (156件)
R6	４件 (１件)	０件	０件	０件	０件	０件	１件 (１件)	３件

※ 申出内容別の状況については、複数の区分に該当する場合があるため、受付件数と一致しない。
※ （　　）内件数は、名古屋城バリアフリー関係分（再掲）

※ 障害者差別相談センターにて対応した本市関連の年間事案件数

R6	５件	０件	１件	１件	２件	１件	０件	０件

（３）主な相談事例の概要

○ その他の相談等

事例１	人事委員会が実施する採用試験について
相談者	障害当事者（聴覚障害）
相談内容	人事委員会が実施する採用試験を受験したが、第２次試験（個別面接）において、面接官がマスク着用のまま面接をしていたことで質問内容が聞き取りづらく、意思疎通が不十分なまま面接が終了した。質問を聞き返しはしていたが、受験者は立場が弱いので「マスクを外してほしい」とまでは言えなかった。その面接の結果、第２次試験は自分一人だけ不合格となり、これは身体障害者を不当に取り扱った差別的な対応である。（人事委員会）
対　応	聴覚障害のある方より配慮希望があった場合は、事前に面接官へ伝達し、面接当日は、障害の程度に応じて筆談やマスクを外しての面接、誰が質問しているか分かるよう面接官が挙手のうえ発言をするなどの対応をしている。 本件は相談者からの希望はなく、障害の事実も面接後の本相談の際に判明したため、差別的対応ではないと判断した。 しかしながら、相談者から「受験申込時の【身体の障害等による筆記・面接試験における配慮の希望】の入力欄は、障害者と知られると不利になると思い「希望しない」と入力した」との発言もあった。そのため、当該事例より後に公開した試験（R7 年度試験）の申込フォームには「不利になることはない」旨を追記した。 また、面接官へは、受験申込時の配慮の希望の有無に関わらず、声が聞き取りづらい様子の受験者に対する配慮を行うよう周知している。

○ 障害者差別相談センターにて対応した本市関連の事案

事例２	市バス乗車について
相談者	障害当事者（視覚障害）
相談内容	市バス乗車の際に、運転手から「盲導犬はダメ」と乗車拒否された。補助犬に証明はつけており、補助犬法と差別解消法上の説明を信じてもらえなかった。しかし、運転手が本部へ確認後、「ああ大丈夫でした」と言われた。市バスにおいて未だに理解のない人がいることに驚いた。盲導犬の件を伝えて対応改善するよう伝えてほしい。
対　応	センターより、当該営業所に相談内容を伝えたところ、委託業者が担当している路線の可能性もあることから、確認の上、周知徹底を行うこととした。 当該運転手が委託営業所の職員であることを確認し、運転手への指導を行うとともに、営業所内で同様の事案を発生させないよう周知徹底した。

【資料２】

２　本市における障害者差別解消の推進にかかる主な取り組み

【令和６年度】

（１）相談及び紛争解決体制等

区　分	内　　容
名古屋市障害者差別相談センターの運営	障害を理由とする差別に関する相談に的確に対応し、紛争解決を図るとともに、市民・事業者に向けた啓発事業等を実施。 地域の相談窓口や専門相談窓口との連携・協力により、困難事例や複数機関にまたがる相談事案等へ対応。 社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会に運営委託（令和2～6年度）。
名古屋市障害者差別解消調整委員会の開催 （令和７年 1月 27 日）	事業者による障害を理由とする差別に関する相談事案で、名古屋市障害者差別相談センターへの相談によっても解決を図れなかった事案について、助言又はあっせん等を実施。あっせんによっても解決しない場合は、市長に対して勧告を求める。あっせんの申し立てに応じて随時開催。 令和６年度は、あっせん事案がなかったため、第３回障害者差別解消支援会議と合同で開催。
名古屋市障害者差別解消支援会議の開催 （令和６年 7月 30 日 令和６年 9月 11 日 令和７年 1月 27 日）	地域における様々な関係機関が、相談事例等に係る情報の共有等を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取り組みや、類似事案の発生防止の取り組みなど、差別を解消するための取り組みを協議する会議を開催。 名古屋市及び各機関の取り組みや相談事例・障害者差別解消推進条例の改正案などの確認、意見交換を実施。
名古屋市障害者差別解消庁内推進会議の開催 （令和６年 8月 19 日 令和７年 2月 3日）	全庁体制で障害者差別解消に取り組むため、健康福祉局主管副市長をトップに、全局長による会議を開催。 各職場における相談事案や合理的配慮の好事例等を集約・集積するとともに、各局区室へ提供、周知することで共有を図り、本市における障害者差別解消の取り組みに活用。

（２）職員研修

ア　健康福祉局主催（あいサポーター養成研修）

区　分	内　　容	参加者数
課長級職員研修 （令和６年10月21日・11月14日 ・令和７年２月４日）	・あいサポート運動について ・多様な障害特性と困っていること、望ましい配慮について ・障害者擬似体験 ・グループワーク　　等	147人
課長補佐級職員研修 （令和６年11月１日・15日 ・12月16日・26日）		193人
指定管理事業者等職員向け研修 （令和６年10月16日・12月18日 ・令和７年２月３日）		205人
窓口職員等向け研修 （令和６年10月15日・17日 ・12月19日）		96人
あいサポーター養成研修 （市長・副市長・局長級職員対象） （令和６年８月26日・12月17日）	・あいサポート運動について ・多様な障害特性と困っていること、望ましい配慮について ・障害者擬似体験	37人

※対面式の研修とし、市民討論会における差別事案を踏まえ、令和５年度よりグループワークや障害者擬似体験を取り入れた。

※令和６年度より、新たに新任課長補佐級職員研修を実施した。

※令和７年度は指定管理事業者等職員向け研修及び窓口職員等向け研修を、あいサポーター養成研修とし、希望職員（指定管理事業者等を含む）全てを対象とする。（年４回開催予定）

イ　総務局主催（職員研修内のプログラムの一つとして開催）

区　分	内　　容	参加者数
人権指導者養成研修 （令和６年７月18・23・25日）	・障害者差別解消法 ・名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例 ・名古屋市職員対応要領　　など	36人
新規採用者福祉施設研修 （合同研修：令和６年７月11日 実習研修：令和６年８月５日 ～11月15日）	・障害者差別解消法 ・名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例 ・名古屋市職員対応要領 ・福祉施設実習　　など	382人

※「職場内人権研修（障害者の人権）」（令和６年12月４日～令和７年１月31日）ｅラーニング

ウ　子ども青少年局主催

区　分	内　　容	参加者数
行政窓口担当者対象 発達障害ﾜｰｸｼｮｯﾌﾟ研修 （令和６年８月８日）	・講義「発達障害の理解と擬似体験」 ・インタビュー「家族の想い」 ・ワークショップ「窓口で、その時あなたは」	60 人

※あいち発達障害者支援センター・名古屋市発達障害者支援センター共催

（３）広報・啓発

ア　民間活力を活用した広報

<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>概　要</td><td>民間事業者の持つ「特性」や「強み」等を活かした効果的な広報の企画の提案を募り、外部評価委員の審査を経て事業者が提案した広報を実施。令和６年10月より開始した新事業の周知も併せて実施した。
（令和６年度委託事業者：株式会社中日新聞社）</td></tr>
<tr><td>事業内容</td><td>・マンガを制作（全６話）（P.13 参照）
<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>第１話</td><td>障害には様々な種類があることやヘルプマークの説明
啓発冊子「こんなときどうする？」の紹介</td></tr>
<tr><td>第２話</td><td>医学モデルと社会モデルの説明</td></tr>
<tr><td>第３話</td><td>啓発動画「フミダスドーガ」の紹介</td></tr>
<tr><td>第４話</td><td>「何かお手伝いできますか？」という声掛けの紹介</td></tr>
<tr><td>第５話</td><td>無意識のうちにバリアをつくっていることの説明</td></tr>
<tr><td>第６話
（企業向け）</td><td>合理的配慮の提供支援に係る助成事業の紹介</td></tr>
</table>
・特設サイト開設
ＵＲＬ：https://www.chunichi.co.jp/k/kyousei
公開期間：令和６年10月17日～令和７年３月末
・特設サイトへ誘導する広告の掲出（マンガの１コマを活用）
<table>
<tr><th>媒　体</th><th>実施日・期間</th></tr>
<tr><td>PTA 新聞</td><td>令和６年10月18日</td></tr>
<tr><td>地下鉄扉ステッカー</td><td>令和６年12月１日～令和７年１月３日</td></tr>
</table>
・バナー広告の掲出（マンガの１コマやキャラクターを活用）
<table>
<tr><th>媒体等</th><th>実施期間</th></tr>
<tr><td>LINE</td><td rowspan="2">令和６年11月27日～12月25日</td></tr>
<tr><td>LocAD（位置情報サービス手法）</td></tr>
<tr><td>中日新聞 WEB トップページ</td><td>令和６年12月25日～令和７年３月末</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

・企業向けのチラシを配布（マンガ第１話～第６話を活用）

区 分	会報 Nagoya	マルト水谷
時 期	令和６年 12 月１日～	令和７年１月 20 日～2 月末
部 数	約 17,000 部	約 5,000 部
対 象	名古屋商工会議所会員企業	マルト水谷の契約飲食店

・一般向けのチラシを配布（マンガ第１話～第５話を活用）

区　　分	実施内容
配 布 日	令和６年 12 月７日・８日
配布場所	レゴランド
部　　数	約 10,000 部

・中日新聞@school（※）へのバナー広告掲出・特設ページ開設

区　　分	実施内容
配 信 日	令和６年 11 月 19 日～令和７年２月末
対　　象	市内の小中学生　約 16 万人

※GIGA スクール構想に合わせて生徒一人一人に配られる学校用端末にインストールされるアプリ（愛称チュースク）

・中日新聞（朝刊／市民版）に広告掲載

日　程	内　　容	大きさ
12 月３日	マンガ、新事業	５段＋7 段（見開き）
12 月６日	「障害者週間」記念のつどい	半５段
12 月 23 日	ナゴヤあいサポート事業の 講演会（1 月 19 日開催）	半５段
1 月 15 日	障害者差別相談センター 市民講演会（2 月 15 日開催）	半５段

イ　障害者理解に関する講師派遣事業

区　分	内　　容
概　要	市民・事業者が、障害及び障害のある人への理解を深めるとともに、社会にある障壁（バリア）を取り除くための配慮やサポート方法等を学ぶことができるよう、障害のある人を含む講師を派遣し、講演や実体験を通じた学びの機会を提供する「障害者理解に関する講師派遣事業」を実施。 【事務局ウェブサイト　https://shougairikai-nagoya.jp】
対象者	市民又は市内の事業所、５人以上（原則）の集まり
講師料	無料（会場は申込者にて用意）

【コース別実績内訳】

コ　ー　ス			件数	参加人数
障害理解入門	まちで見かける“バリアフリー”から、障害を理解する		10(1)	341(100)
	障害者との接し方入門		31(4)	1,475(357)
障害特性を知り、接し方を知る	身体障害	肢体不自由・車いす体験	47(10)	3,055(1,013)
		視覚障害・アイマスク体験	46(8)	2,292(436)
		聴覚障害・手話体験	19(0)	1,221(0)
		内部障害・難病	0(0)	0(0)
	知的障害		3(2)	39(33)
	精神障害		4(0)	105(0)
	発達障害		12(4)	433(90)
	総合コース		33(0)	765(0)
スポーツや交流を通じて障害を知る	「ボッチャ」をやってみよう		18(8)	1,043(560)
	「車いすバスケ」をやってみよう		6(3)	363(261)
働く障害当事者や、障害のある子を育てる保護者の話を聞き、知る	社会で活躍する障害者－当事者の話を聞いてみよう（講演型）		1(0)	8(0)
	障害のある子どもの子育て－保護者の体験談（講演型）		5(1)	94(35)
まちの中の“バリア”を知り、障害を理解する	店舗やオフィスのバリアフリー化アドバイス		0(0)	0(0)
	まちの中の“バリア”を見つけてみよう		3(0)	27(0)
「あいサポーター養成研修」のみ			10(10)	521(521)
合　　計			248(51)	11,782(3,406)

※（　　）内数値は、あいサポーター養成研修開催分（再掲）

ウ　各種ガイドブックを活用した啓発

区　分	内　　容
概　要	・『名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例【ガイドブック】』 条例の理解促進を図るため、内容や考え方について、具体的な事例やイラスト、わかりやすい表現を用いて解説した冊子
	・『こんなときどうする？　障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック』 障害及び障害者の正しい理解のため、各障害の特性とこれまで実際に障害者が体験した事例等をもとに、適切な接遇応対の例を紹介した冊子
活用例	各局区の職員研修、障害福祉施設の新規参入事業者研修　等

【令和６年度新規事業】（※令和６年10月事業開始）

（１）障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業

区　分	内　　容
概　　要	事業者による障害者への合理的配慮の提供を支援するため、物品購入等に要する費用に対して一部助成を行う。
実施主体	名古屋市 ただし、「障害者差別相談センター事業」の一環として実施
助成対象	・名古屋市内に事務所又は事業所を有し、飲食・物販・医療等不特定多数の者が利用し、障害者の利用が見込まれる事業を行う事業者 ・名古屋市内において活動している町内会、サークル、PTA等の団体やグループ
助成内容	① コミュニケーションツール作成費 助成限度額：５万円 （対象例）点字メニュー、コミュニケーションボード等 ② 物品購入費 助成限度額：１０万円 （対象例）折り畳み式スロープ、筆談ボード等 ※ ①・②の区分それぞれにつき、年度内各1回申請可
申請等窓口	名古屋市障害者差別相談センター
利用の流れ	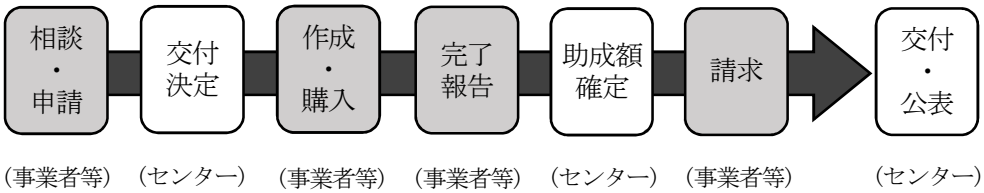
留意事項	・申請前に必ず申請内容について相談・助言を受けること。 ・申請日時点において、「ナゴヤあいサポート事業」に参画し、「あいサポート企業（団体）」の認定を受けていること。（予定でも可） ・物品等の発注は、助成金交付決定後に行うこと。
広報啓発	・事業者等に啓発物品を交付し、店舗等へ掲示することにより、取り組みのPRと障害者への合理的配慮の提供について啓発につなげる。 ・障害者差別相談センターのホームページに助成金を交付した事業者等の実際の活用状況や利用者の声等を紹介し、広く周知を図る。

※助成金相談・申請状況はP.21参照

（２）ナゴヤあいサポート事業

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th colspan="2">内　　容</th></tr>
<tr><td colspan="2">趣　　旨</td><td colspan="2">障害の特性を理解し、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポーター」を養成することにより、障害の有無にかかわらず、全ての人が住みやすい社会の実現を目指す「あいサポート運動」（平成 21 年鳥取県で開始）を「ナゴヤあいサポート事業」として実施し、「意識のバリアフリー行動」の推進に取り組んでいくもの。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">事業内容</td><td rowspan="2">あいサポーター養成研修</td><td>実施方法</td><td>■集合研修（市民向け）の実施
・令和 6 年 11 月 25 日（月）14:00～16:30（参加者 17 人）
・令和 7 年 1 月 19 日（日）　13:30～16:30（参加者 292 人）
※特別回として金澤翔子氏・泰子氏の講演会を開催
・令和 7 年 3 月 8 日(土)　14:00～16:30（参加者 34 人）
■講師派遣研修（5 名以上の学校や企業・団体向け）の実施
・希望により随時開催（開催件数 51 件、参加者 3,406 人）
■市職員研修において実施（参加者 678 人）</td></tr>
<tr><td>研修内容</td><td>・あいサポート運動について
・様々な障害の特性、困りごと、必要な配慮等について
・障害理解を深める研修</td></tr>
<tr><td>「あいサポーター等」の認定</td><td colspan="2">・研修受講者を「あいサポーター」として認定し、「あいサポートバッジ」を交付（小学生は「あいサポートキッズ」として、「あいサポートストラップ」を交付）
・研修受講した企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定し、認定証・ステッカーを交付

あいサポートバッジ

あいサポートストラップ

あいサポートステッカー</td></tr>
<tr><td>ステップアップ研修</td><td colspan="2">・「あいサポーター」が障害理解を深め、「意識のバリアフリー行動」の実践に結びつけるため、ステップアップ研修を実施
（令和 7 年度開始）</td></tr>
<tr><td colspan="2">養成実績
(R7.3 末現在)</td><td colspan="2">・あいサポーター　3,218 人
・あいサポートキッズ　1,209 人
・あいサポート企業・団体　9 ヶ所</td></tr>
</table>

医学モデルとは障害によって生み出される障壁は、その**障害がある個人の心身機能に原因があるという考え方**よ。例えば私みたいな車いすの人が段差を登れないのは、車いすを使っていることが原因で、その障害を解消するためにリハビリをしたり、治療をしたりする必要があるという考え方なの。
それに対して**社会モデル**は、障害によって生み出される障壁は個人の心身機能の問題ではなく、**モノ、環境、制度など社会の在り方によって生み出されているという考え方**よ。例えば車いすの人が行きたいお店に行けない原因は、その人の身体機能にあるのではなく、お店に入るまでの段差や障害物にあるということなの。

私たちが日々の生活の中で**「何かお手伝いできますか？」**という声掛けをすることで、今よりもっと障害のある人もない人も生活しやすい社会ができるよ。
障害についてもっと学んでいこうとすると「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」といった言葉がたくさん出てくるんだ。皆が声をかけたりお手伝いをするときに、こういった言葉や考え方についても知っていてくれると嬉しいな！

事業者・団体の皆様　必見

⑥

令和6年
10月
から開始

名古屋市

障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業

障害者差別解消法では、事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化されています。名古屋市では、事業者のみなさまを支援する助成事業を実施していますので、ご活用ください。

対象者

1. **市内に事務所又は事業所を有し、飲食・物販・医療等のサービスを不特定多数の者が利用し、障害者の利用が見込まれる事業を行う事業者**
2. **市内において活動している町内会、サークル、PTA 等の団体やグループ**

注）本助成事業は、障害者個人ではなく、障害者への配慮を必要とする事業者・団体を対象としています。

申請方法

申請前に、まずは名古屋市障害者差別センターにご相談ください。

注）ナゴヤあいサポート事業へ参加していただく必要があります
助成後でもOK!

点字メニュー・コミュニケーションボードなどの
コミュニケーションツール作成費　最大 **50,000円**

折りたたみ式スロープ・筆談ボード等の
物品購入費　最大 **100,000円**

詳しくはこちら▶
名古屋市障害者差別相談センターHP

「意識のバリアフリー」という言葉を聞いたことがありますか？バリアフリーとはスロープや手すりをつけるなど、物理的な障壁（バリア）を取り除くためのものです。それに対して「意識のバリアフリー」とは、偏見や差別、無関心などをなくし、障害に関する理解を深め、支え合おうという考え方です。この考え方を浸透させていくことが、障害のある人もない人も住みやすい共生社会の実現につながります。

本事業は、名古屋市より株式会社中日新聞社が受託し運営しています。

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課　TEL：052-972-2538　FAX：052-951-3999

名古屋市障害者差別相談センターの運営状況

（令和６年４月～令和７年３月）※特記以外は令和７年３月末時点

Ⅰ　障害者差別に関する相談、調査及び調整

１　障害者差別相談センター及び地域の相談窓口で受理した相談件数

※（　）内は、対応延べ件数　　（単位：件）

	センターに直接寄せられた相談		地域の相談窓口から、センターへ引継がれた相談		地域の相談窓口が受け対応した相談		総　計	
総　計	313	(1092)	1	(2)	13	(60)	327	(1154)
差別相談	43	(511)	0	(0)	5	(25)	48	(536)
その他相談	249	(525)	1	(2)	8	(35)	258	(562)
広報啓発	21	(56)	-	-	-	-	21	(56)

※ 障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業に係る相談は除く

【地域の相談窓口】
区役所・支所、保健センター、障害者基幹相談支援センター
【相談の内訳】
・差 別 相 談：センターで障害者差別にかかる相談事案として受理した相談
・その他相談：差別にはあたらない生活上の困り事や不安の傾聴、法や制度に関する問合せなど
・広 報 啓 発：出前講座の依頼　など

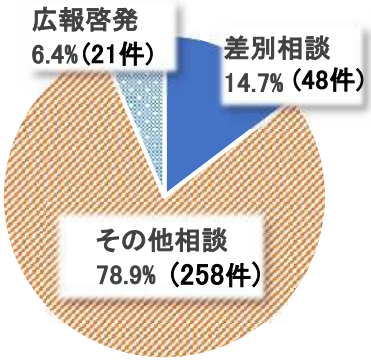

センター及び地域の相談窓口に寄せられた相談の総件数は、３２７件（延べ１１５４件）でした。このうち差別相談は４８件（延べ５６３件）で、地域の相談窓口での対応件数が５件、市外の事案が１件ありました。事業者からの相談は３件、名古屋市の事案が７件ありました。

【参考】相談受付実数（年度別）　　（単位：件）

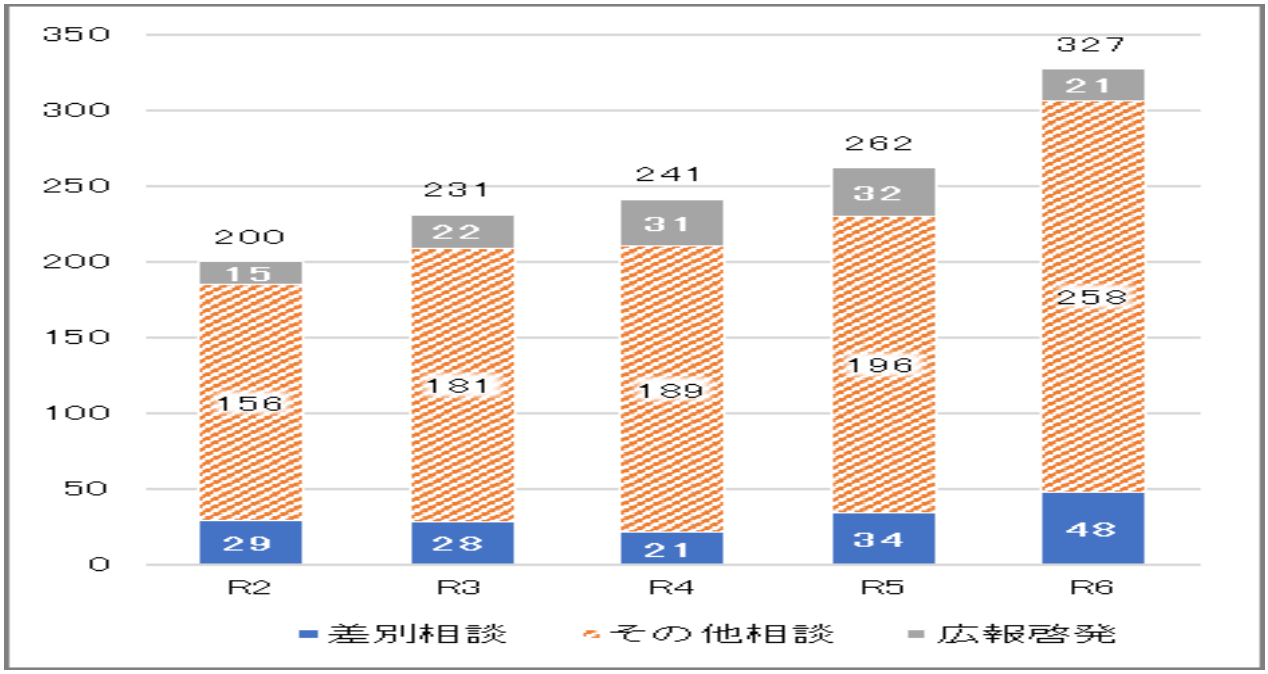

２　センター及び地域の相談窓口における差別相談の内訳

（１）差別の分類

（単位：件）

差別の分類	R5	R6
不当な差別	21	21
合理的配慮	10	22
環境の整備	0	3
雇用関係	3	2
総　計	34	48

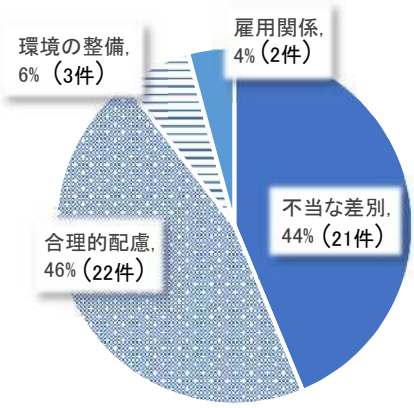

この中には、内閣府の障害を理由とする差別に関する試行相談窓口（つなぐ窓口）から対応を引き継いだもの（５件）も含まれています。

（２）相談分野

（単位：件）

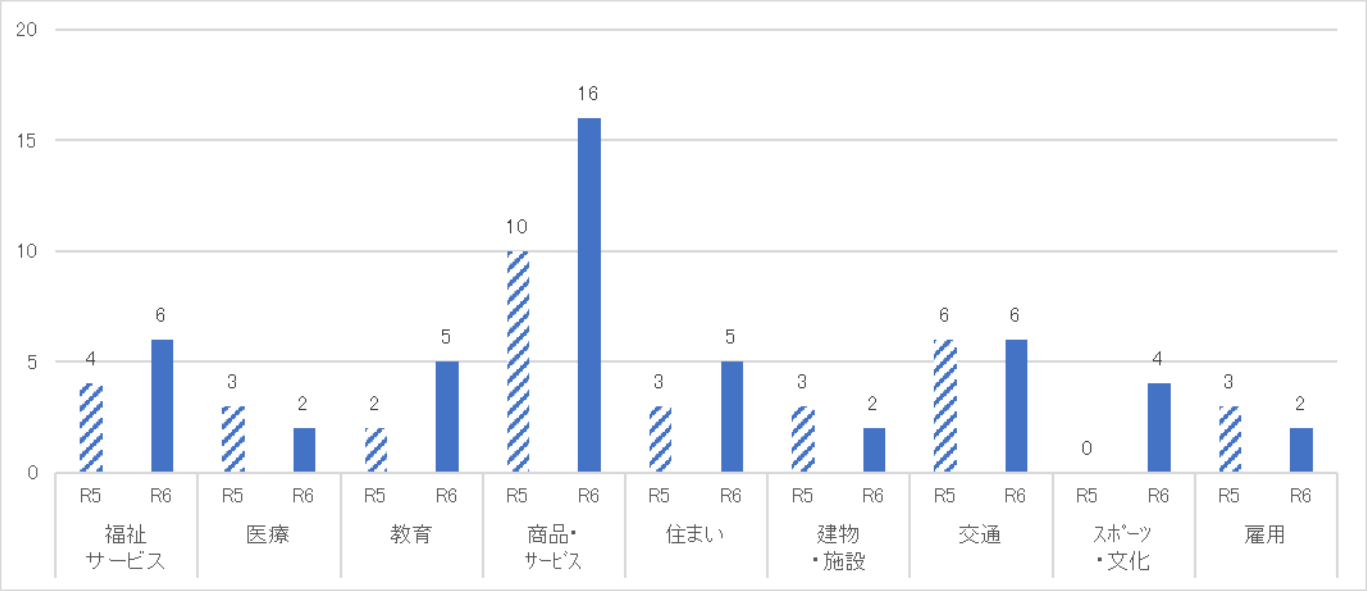

【相談分野の例】
- 「商品･サービス」…商品売買だけでなく、飲食店や対人サービスなど
- 「住まい」…不動産の売買、賃貸契約のほか、町内会など
- 「建物・施設」…不特定多数の方が利用する建物など
- 「交通」…電車、バス、タクシーなど
- 「スポーツ･文化」…スポーツ、文化芸術活動、生涯学習活動など

「商品・サービス」の分野での相談が１６件と最も多く、うち３件は視覚障害のある人の ATM 等機械の操作に関する相談でした。「交通」の分野６件のうち、５件は車いすユーザー、１件は盲導犬ユーザーの利用に関する相談でした。

また、スポーツジムやスポーツ大会での相談が重なり、「スポーツ・文化」の分野での相談が４件と増加しました。

（３）当事者の主たる障害種別

（単位：件）

障害種別		R5	R6 計	R6 男	R6 女	R6 不明
身体障害		19	38	22	12	4
	視覚	7	14	11	2	1
	聴覚	5	3	1	0	2
	音声・言語	0	2	1	1	0
	盲ろう	0	0	0	0	0
	肢体不自由	7	16	7	8	1
	内部	0	2	1	1	0
	不明	0	1	1	0	0
知的障害		0	1	0	1	0
精神障害		5	5	2	3	0
	統合失調症	0	1	0	1	0
	うつ病	3	0	0	0	0
	双極性障害	0	0	0	0	0
	不安障害	0	0	0	0	0
	その他・不明	2	4	2	2	0
発達障害		8	5	0	3	2
	自閉症スペクトラム症	4	2	0	2	0
	注意欠如・多動症	2	0	0	0	0
	限局性学習障害	0	2	0	0	2
	その他・不明	2	1	0	1	0
高次脳機能障害		3	0	0	0	0
難病		0	1	0	1	0
その他・不明		2	3	2	0	1
総計		37	53	26	20	7

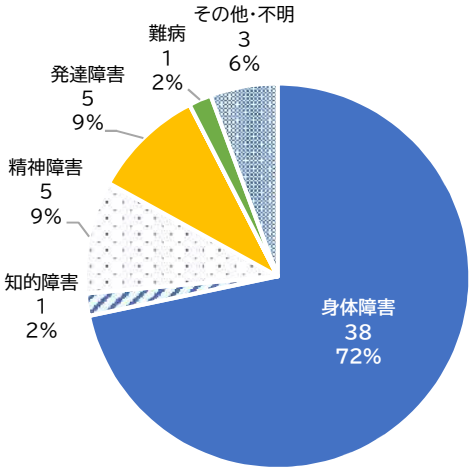

※重複障害の場合は、全ての区分に計上しているため、差別相談件数とは一致しない。

差別相談４８件のうち、身体障害のある人からの相談が３８件と最も多く、次いで精神障害及び発達障害のある人からの相談がそれぞれ５件ありました。身体障害のうち肢体不自由のある人からの相談が最も多く１６件、次いで視覚障害のある人からの相談が１４件ありました。

３　センターにおける差別相談の対応状況

（１）センターによる調整の状況

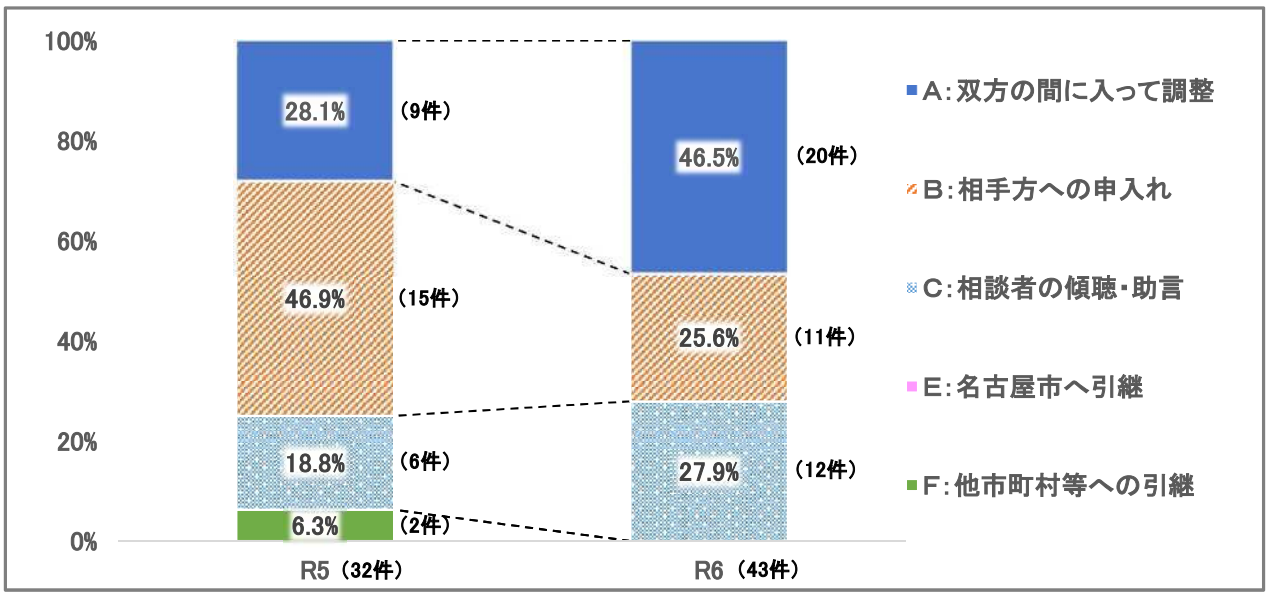

センターが対応した差別相談４３件（地域の相談窓口が対応した５件を除く）のうち３１件は、センターが直接介入し、相手方事業者と調整（上記Ａ及びＢ）を行いました。

（２）終結に至るまでの所要日数

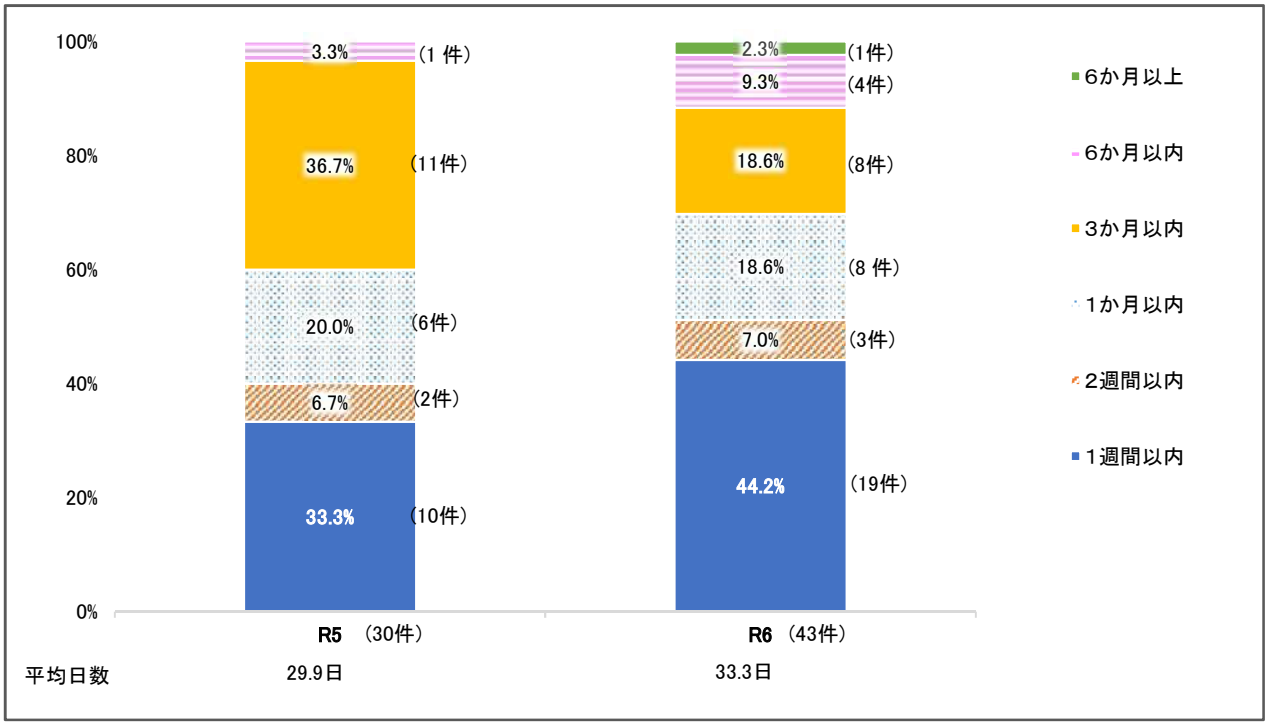

センターでは、原則、相談者へ調整結果をフィードバックし意向の確認を行ったうえで、対応終結を判断しています。

終結した差別相談４３件中１９件が、１週間以内に対応を終結しています。終結に至るまでの平均日数は、３３．３日となっています。

Ⅱ　連絡調整会議の運営

大学教授、弁護士、障害当事者、事業者代表及びセンター職員で構成し、全ての差別相談事案について協議・報告を行いました。

実　績	R2	R3	R4	R5	R6
開催回数	8回 （6回）	7回 （3回）	10回 （1回）	12回 （1回）	13回 （3回）
審議件数	53件	37件	40件	66件	85件
1回あたりの審議件数	6.6件	5.3件	4.0件	5.5件	6.5件

※（　　）：オンライン開催回数

Ⅲ　障害者差別に関する相談に従事する人材の育成

地域の相談窓口従事者向け研修

「地域の相談窓口」（区役所・支所、保健センター、障害者基幹相談支援センター）に従事する職員を対象に、障害者差別解消法等について理解を深め、障害者差別相談に必要な知識や技術を向上させる研修を実施しました。

	実施日	研　修　内　容	参加人数
1	5月24日 （ハイブリッド）	○講義「障害者差別解消について」 弁護士、名古屋市視覚障害者協会会長　田中　伸明　氏 ○説明「地域の相談窓口における相談対応のポイント」 名古屋市障害者差別相談センター　センター長　山田	27人
2	7月31日 （ハイブリッド）	○講義「居住支援から考える障害者差別解消のポイント」 住まいサポートなごや　所長　柳田　智美　氏 住まいサポートなごや　住宅相談員　杉本　みさ紀　氏 ○事例検討（グループワーク） ○事例紹介 名古屋市障害者差別相談センター　センター長　山田	12人
3	10月16日 （集合）	○講義「知的障害、発達障害のある人の理解のために」 名古屋手をつなぐ育成会　副理事長　濱田　智恵実　氏 ○障害擬似体験	13人
4	1月30日 （集合）	○講義「対応困難者への接し方と相談員のメンタルケア」 臨床心理士/公認心理師/社会福祉士　西川　絹恵　氏 ○事例検討（グループワーク） ★虐待相談センターと合同開催	10人

Ⅳ　障害者差別解消の推進を目的とする広報啓発事業

１　出前講座

差別解消法、障害者差別相談センターの役割、寄せられた相談事例の紹介等により、障害を理由とする差別の解消について考えていただく講座を実施しました。

受講対象	R4	R5	R6
	件数（参加人数）	件数（参加人数）	件数（参加人数）
当事者(本人・団体)	1件（　6人）	1件（　5人）	2件（ 38人）
事業者(福祉サービス)	8件（286人）	18件（308人）	8件（200人）
事業者(一般)	5件（101人）	6件（155人）	2件（ 60人）
市・区役所等	4件（ 89人）	4件（196人）	6件（142人）
一般市民	9件（572人）	6件（196人）	1件（ 33人）
地域関係団体	4件（110人）	0件（　0人）	0件（　0人）
合　　計	31 件（1164 人）	35 件（860 人）	19 件（473 人）

２　市民講演会

一般市民を対象に、障害を理由とする差別や偏見の解消について、市民みんなの課題として捉え、考えるきっかけをつくることを目的に実施しました。

・日　時：令和７年２月１５日（土）午後１時３０分～３時５０分
・会　場： 鯱城ホール（名古屋市中区栄一丁目 23 番 13 号伏見ライフプラザ 5 階）
・内　容：テーマ「障害のある人もない人も共に生きる社会をめざして」
　第１部　基調講演＆トーク
　　○基調講演「障害者差別解消法がめざす社会」
　　講師　手嶋　雅史氏（椙山女学園大学人間関係学部人間共生学科教授）
　　○トーク「ダンス活動で実現するインクルーシブな社会」
　　司会　手嶋　雅史氏
　　登壇者　Mr.Takashima（愛 Wish プロジェクト代表　髙島　康貴氏）
　　前川　陽氏、前川　満氏、前川　奈々氏（愛 Wish プロジェクトパフォーマー）
　第２部　音楽とダンスの舞台「ひらいてたんぽぽ唄」
　　出演　愛 Wish プロジェクト
　　演奏　栗原　幸江氏（マリンバ奏者）、スカルサクラ　Gamelan Sekar Sakura
　　特別ゲスト　山本　麻代氏（無音の舞踊家）
・参加者数：２５４人

Ⅴ　障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業（令和６年10月事業開始）

１　事業開始準備

令和６年８月より、事業開始に向け、職員１名増員し、所要の準備を実施しました。

・申請の手引きの作成
・ホームページの改修
・案内チラシの作成
・事業者への周知（DM送付：市内1,078ヶ所）　等

２　実績（令和６年10月～令和７年３月）

（１）相談状況

区　分	事業者	団体・ｸﾞﾙｰﾌﾟ等	その他	合　計
ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝﾂｰﾙ作成費	4件	1件	0件	5件
物品購入費	31件	2件	1件	34件
その他照会等	10件	1件	1件	12件
合　　計	45件	4件	2件	51件

（２）申請状況

区　分		申請件数	助成金交付	
			件　数	交付金額
事業者	ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝﾂｰﾙ作成費	5件	5件	50,400円
	物品購入費	14件	14件	1,159,915円
	計	19件	19件	1,210,315円
団体・ｸﾞﾙｰﾌﾟ等	ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝﾂｰﾙ作成費	0件	0件	0円
	物品購入費	0件	0件	0円
	計	0件	0件	0円
合　計	ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝﾂｰﾙ作成費	5件	5件	50,400円
	物品購入費	14件	14件	1,159,915円
	計	19件	19件	1,210,315円

（３）主な申請内容

区　　分	内　　容
ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝﾂｰﾙ作成費	・点字シール（タクシー事業者名や車両番号等の点字表示）
物品購入費	・折り畳みスロープ（店舗等の出入口の段差解消） ・筆談ボード（聴覚障害者とのコミュニケーション補助） ・タブレット（劇場鑑賞の際の聴覚障害者用字幕表示アプリ） ・ストレッチャー（寝たきりの方の病院までのタクシー輸送） ・傘（雨天時の屋根がない場所での車椅子のタクシー乗車） ・車いす（麻痺のある人の院内移動） ・グリップ（スムーズにタクシー乗降するため） ・歯科用クッション（診療用チェアからの転倒・転落防止） ・電子メモパッド（聴覚障害者とのコミュニケーション補助）

３　「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」（令和７年４月１日改正）について

（１）趣　旨

「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案にかかる検証委員会の最終報告等を踏まえ、「二度とこのような差別事案を起こさない」という決意の下、所要の改正を行うもの。

【参考】『「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案に係る検証委員会』からの最終報告（令和６年９月 18 日）

「再発防止に向けて取り組むべき事項」

- ○ 職員研修の充実
- ○ 障害者差別解消の推進に関する法律、条例の周知徹底
- ○ 市民・事業者の障害及び障害者理解の一層の促進
- ○ 対話によるバリアフリーを推進するための仕組みの整備
- ○ 障害者差別解消の推進に関する条例の改正

（２）主な改正内容

ア　市が関わる障害者差別事案の相談・解決のための仕組みの構築

○　事業者に加え、**差別事案の当事者が市の場合**も、助言又はあっせんの申立ての対象に含まれることを追加

○　障害者差別解消調整委員会から市長に対して措置の求めがあった場合、市長が市に対し必要な措置を講ずるよう勧告を行うことを追加
（市長が勧告を行わないときは、その理由を公表する）

イ　市・市民・事業者による障害者理解の更なる促進の取組み等を規定

○　目的に**「何人も、障害を理由とする差別をしてはならない」**ことを明記

○　障害者に対する偏見・差別を解消するための行動指針として、**「意識のバリアフリー行動」**の定義を追加

『意識のバリアフリー行動』
周囲の人からの心ない言葉、偏見、差別、無関心など、障害者に対する意識の障壁を除去するため、誰もが障害及び障害者に関する理解を深めるとともに、障害者の立場に立って考え、必要な行動をとることをいう。

○　「市」の責務として、**職員対応要領を定め**、市職員が適切な対応をすることができるよう、研修等を通じて周知することを追加

○　「市職員」の責務として、**職員対応要領を遵守**し、率先して、意識のバリアフリー行動を実践することを追加

○　**「事業者・市民」の責務として**、積極的に意識のバリアフリー行動を実践するよう**努めること**を追加

○　市全体で**あいサポート運動**（障害の有無にかかわらず、全ての人が互いに人格及び個性を尊重し支え合いながら暮らすことのできる社会を目指す運動をいう。）を推進することを追加

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例の骨子

【平成31年4月1日施行・令和6年4月1日改正・令和7年4月1日改正】

（※　　：R7.4.1改正）

目　的

○ 何人も、障害者に対して、障害を理由とする差別をしてはならないとの認識の下、障害者差別解消の推進に関する基本理念や市・事業者・市民の責務、基本事項を定め、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現する。

定　義

○ 7つの用語について定義

① 障害者（身体障害に「視覚障害・聴覚障害・肢体不自由等」、精神障害に「高次脳機能障害」を追加）　② 社会的障壁　③ 不当な差別的取扱い　④ 合理的配慮

⑤ 障害を理由とする差別　⑥ 事業者　⑦ 意識のバリアフリー行動

基本理念

○ 誰もが等しく基本的人権を生まれながらに有する個人として尊重され、自立した地域生活を営む権利が保障されることを前提として、以下を定める。

・あらゆる分野の活動に参加する機会の確保

・地域社会で他の人々と共に暮らすことを妨げられないこと

・意思疎通や情報の取得等の手段（情報通信技術等を活用した手段を含む。）の選択の機会の確保、同一内容の情報を同一の時点で取得できることの確保、意思決定が困難な障害者への支援

・性別や年齢等の要因により特に困難な状況にある場合の適切な配慮

・障害者差別解消は、当事者間の建設的な対話による相互理解が基本

・災害時における障害特性に応じた適切な配慮

・家庭、学校等において、子どもの頃から障害に関する知識や理解を深め、障害の有無にかかわらず共に助け合い、学び合う心の育成

責　務

○ 市及び市職員の責務

・障害者及びその家族その他の関係者の参画の下、障害及び障害者に関する理解の促進、障害者差別解消に関する施策の総合的かつ計画的な実施

・市職員対応要領の制定、研修等を通じた市職員への周知

・市職員による市職員対応要領の遵守、率先した意識のバリアフリー行動の実践

・障害者差別解消に関する施策の効率的・効果的実施に向けた国や他の地方公共団体との相互連携

○ 事業者の責務

・障害及び障害者に関する理解、障害者差別解消に必要な措置への努力

・障害者差別解消に関する市の施策への協力、積極的な意識のバリアフリー行動の実践への努力

○ 市民の責務

・障害及び障害者に関する理解、障害者とともに課題解決するなど良好な環境づくりへの努力

・障害者差別解消に関する市の施策への協力、積極的な意識のバリアフリー行動の実践への努力

事前的改善措置

○ 市及び事業者は、合理的配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努める。

○ 市は、事業者による環境の整備を支援するための必要な施策を実施する。

差別の禁止

○「不当な差別的取り扱い」の禁止及び「合理的配慮」の提供

区　　分	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供
内　　容	障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けること	障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うこと
対　　象	市・事業者ともに「義務」 （令和６年４月１日より、事業者による合理定配慮の提供が義務化）	
（参考例）	窓口対応拒否、順番の後回し	筆談・読み上げ、郵送・メール受付

○ 不当な差別的取扱いの禁止について、以下の９つの場面を例示列挙
① 福祉サービス ② 医療 ③ 教育、療育又は保育 ④ 雇用 ⑤ 商品販売・サービス提供 ⑥ 不動産取引 ⑦ 建物、施設及び公共交通機関 ⑧ スポーツ・文化芸術活動等 ⑨ 情報提供・意思表示の受領

○ 合理的配慮の提供にあたっては、障害者の意向を尊重しつつ、事業への影響の程度、負担の程度、事業規模、財務状況や実現可能性の程度も考慮し、代替措置の選択も含め、市及び事業者と障害者の双方の建設的な対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応する。

相談及び紛争解決の仕組み

○ 相談体制
・障害者（その関係者含む。）又は事業者が、障害を理由とする差別の相談に関して相談することのできる窓口として、障害者差別相談センター、各区の地域の相談窓口（区役所・支所・保健センター・障害者基幹相談支援センター）の設置
・差別相談に的確に対応するために必要な人材の育成

○ 紛争解決の仕組み
・原則として、当事者間の対話による紛争解決をめざすが、障害者差別相談センターによる調整によってもなお問題が解決する見込みのない悪質な事例への対応
・差別事案の当事者が市の場合も、差別相談、助言・あっせんの申立て、措置の求め、勧告等の対象
・措置の求めの相手方が市の場合、勧告を行う（行わない場合は、その理由を公表）

《相談・紛争解決の流れ》

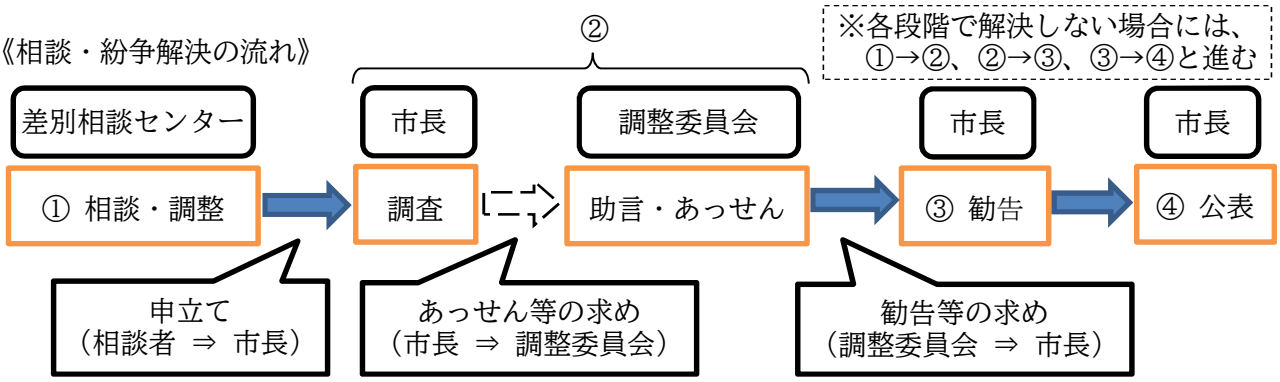

障害者差別解消を推進するための施策

○ 普及・啓発（市全体での「あいサポート運動」の推進）
○ 意思疎通手段の利用促進（「筆談・代読・代筆・情報通信技術等の活用」の追加）
○ 障害者差別解消支援会議　　○ 調査研究及び情報収集

障害者差別相談の解決の仕組み

（令和7年4月条例改正）

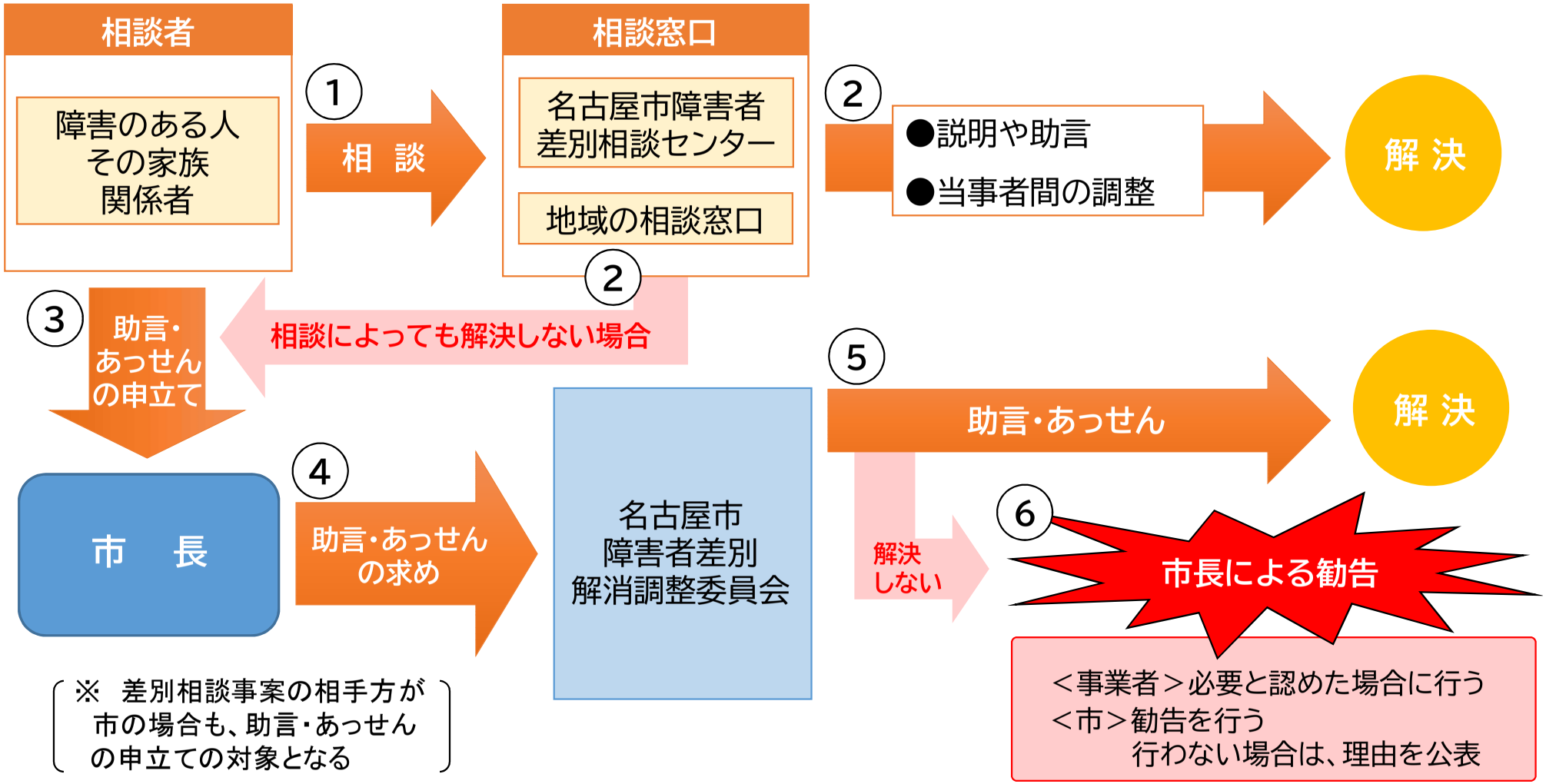

○名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例

平成30年12月20日

条例第61号

目次

前文
第１章　総則（第１条―第７条）
第２章　障害を理由とする差別の禁止（第８条―第12条）
第３章　障害を理由とする差別を解消するための体制（第13条―第19条）
第４章　障害を理由とする差別の解消を推進するための施策（第20条―第26条）
附則

誰もが、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重される地域社会の実現は、全ての名古屋市民の願いです。

近年、障害者の権利に関する条約、障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等の趣旨に沿った取組により障害者への理解が進んできたものの、今なお、障害者に対する誤解や偏見があり、また、見た目ではわからない障害者に対して周囲の理解が不十分であることから、障害者の自立や社会参加が妨げられているという現状が存在しています。

こうした状況を解決するためには、誰もが高齢になることに伴う身体機能の低下、事故や疾病などにより、障害を有することになる可能性があることを認識し、障害を理由とする差別を障害のある人とない人の区別なく全ての人に共通する課題として捉え、取り組んでいくことが重要です。

それとともに、子どもの頃から障害の有無にかかわらず一緒に学び遊ぶ中で、正しい知識や理解を深めることも求められます。

このような認識の下、市、事業者及び市民が一体となって、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組み、障害のある人もない人も誰もが等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として、お互いを思いやる気持ちを持ちながら、安心して共に生きることのできるまち・なごやをつくることを決意し、この条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、何人も、障害者に対して、障害を理由とする差別をしてはならないという認識の下、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、市、市職員、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消を推進するための基本となる事項を定めることにより、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者　身体障害（視覚障害、聴覚障害及び肢体不自由等をいう。）、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病をいう。）等を原因とする障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2)　社会的障壁　障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3)　不当な差別的取扱い　正当な理由なく、障害を理由として、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすることをいう。

(4)　合理的配慮　障害の有無にかかわらず誰もが実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者（障害者が意思の表明を行うことが困難である場合にあっては、その家族等）の求めに応じて、必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。

(5)　障害を理由とする差別　不当な差別的取扱いをすること又は合理的配慮をしないことをいう。

(6)　事業者　市内で社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に係る事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。ただし、国、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第２条第５号に規定する独立行政法人等、地方公共団体及び同条第６号に規定する地方独立行政法人を除く。

(7)　意識のバリアフリー行動　周囲の人からの心ない言葉、偏見、差別、無関心など、障害者に対する意識の障壁を除去するため、誰もが障害及び障害者に関する理解を深めるとともに、障害者の立場に立って考え、必要な行動をとることをいう。

（基本理念）

第３条　障害を理由とする差別の解消の推進は、障害の有無にかかわらず、誰もが等しく基本的人権を生まれながらにして有する個人として尊重され、地域で自立した生活を営む権利が保障されることを前提として、次に掲げる基本理念に基づき行う。

(1)　全ての障害者が、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

(2)　全ての障害者が、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共に暮らすことを妨げられないこと。

(3)　全ての障害者が、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段及び情報の取得又は利用のための手段（高度情報通信ネットワークを利用し、及び情報通信技術を活用するものを含む。）についての選択の機会が確保され、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得することができるとともに、意思を決定することが困難な障害者に対する支援が確保されること。

(4)　全ての障害者は、障害があることに加え、性別、年齢その他の複合的な要因により特に困難な状況に置かれている場合には、その状況に応じた適切な配慮がなされること。

(5)　障害を理由とする差別の解消に当たっては、差別する側と差別される側とに分け、相手方を一方的に非難し、又は制裁を加えようとするものであってはならず、当事者間の建設的な対話による相互理解を基本とすること。

(6)　災害時において障害者の安心・安全が確保されるよう、障害の特性に応じた適切な配慮がなされること。

(7)　家庭、学校をはじめとする社会のあらゆる場面において、子どもの頃から障害に関する知識や理解を深め、障害の有無にかかわらず共に助け合い、学び合う心をはぐくむこと。

（市及び市職員の責務）

第４条　市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害者及びその家族その他の関係者（以下「障害者等」という。）の参画の下、障害及び障害者に関する理解の促進を図

るとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

２　市は、法第10条第１項に規定する地方公共団体等職員対応要領として、名古屋市職員対応要領（以下「対応要領」という。）を定め、市職員が適切な対応をすることができるよう、研修等を通じて周知するものとする。

３　市職員は、対応要領を遵守し、率先して意識のバリアフリー行動を実践するものとする。

４　市は、障害を理由とする差別の解消に関する施策を効率的かつ効果的に実施することができるよう、国及び他の地方公共団体と相互に連携を図りながら協力するものとする。

５　市は、障害を理由とする差別の解消に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、その事業を行うに当たっては、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深め、障害を理由とする差別の解消について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　事業者は、市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力するとともに、積極的に意識のバリアフリー行動を実践するよう努めるものとする。

（市民の責務）

第６条　市民は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深め、障害者が日常生活又は社会生活において直面する課題について共に考え、解決を図り、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めるものとする。

２　市民は、市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力するとともに、積極的に意識のバリアフリー行動を実践するよう努めるものとする。

（事前的改善措置）

第７条　市（市が設立した地方独立行政法人を含む。次条、第９条及び第11条において同じ。）及び事業者は、合理的配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

２　市は、事業者による前項の環境の整備を支援するために必要な施策を実施するものとする。

第２章　障害を理由とする差別の禁止

（市及び事業者における不当な差別的取扱いの禁止）

第８条　市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、正当な理由によりやむを得ない場合を除き、障害を理由として次に掲げる取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(1)　福祉サービスを提供する場合における次に掲げる取扱い

ア　福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

イ　福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、障害者の意思に反して、障害者支援施設等への入所又は入居を強制すること。

(2)　医療を提供する場合における次に掲げる取扱い

ア　医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

イ　障害者の意思に反して、医療を受けることを強制すること。

(3)　教育、療育又は保育を行う場合における次に掲げる取扱い

ア　障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育、療育又は保育が受けら

れるようにするために必要な指導又は支援を行わないこと。

イ　障害者又はその保護者の意見を聴かず、若しくは意思を尊重せず、又はこれらの者に必要な説明を行わずに就学すべき学校を決定すること。

(4)　労働者を雇用する場合における次に掲げる取扱い

ア　応募若しくは採用を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

イ　賃金、労働時間、配置、昇進、教育訓練、福利厚生その他の労働条件について不利益な取扱いをすること。

(5)　商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、商品の販売若しくはサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

(6)　不動産の取引を行う場合において、不動産の売買、賃貸、転貸若しくは賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

(7)　不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

(8)　スポーツ、文化芸術活動その他の生涯学習活動を行う場合において、スポーツ、文化芸術活動その他の生涯学習活動を行うことを拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

(9)　障害者へ情報の提供をする場合又は障害者から意思の表示を受ける場合における次に掲げる取扱い

ア　情報の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

イ　障害者から意思の表示を受けることを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

(10)　前各号に掲げるもののほか、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

（市及び事業者が行う合理的配慮の提供）

第９条　市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。

２　市及び事業者は、障害者を雇用する場合において、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。

３　合理的配慮の提供に当たっては、障害者が置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための方法について、当該障害者の意向を尊重しつつ、市及び事業者の事務又は事業への影響の程度、費用又は負担の程度、事務又は事業の規模、財政又は財務の状況及び当該方法が実現する可能性の程度も考慮するとともに、代替措置の選択も含め、市及び事業者並びに障害者の双方の建設的な対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応するものとする。

第10条　削除

（市及び事業者の判断に係る内容の説明）

第11条　市及び事業者は、不当な差別的取扱いに該当しない正当な理由があると判断する場合及び合理的配慮の不提供に該当しない過重な負担になると判断する場合には、障害者にその内容を説明し、理

解を得るよう努めるものとする。

（事業者における適切な対応）

第12条　事業者（市の経営する地方公営企業を含む。）は、法第11条第１項に規定する対応指針の対象となる事業を行うに当たっては、当該対応指針に即して、適切な対応に努めるものとする。

第３章　障害を理由とする差別を解消するための体制

（相談）

第13条　市は、障害を理由とする差別に関する相談（以下「差別相談」という。）に的確に対応するため、法第14条の規定に基づき、名古屋市障害者差別相談センター（以下「差別相談センター」という。）及び地域の相談窓口（区役所、区役所支所、保健センター及び障害者基幹相談支援センター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の２第１項に規定する基幹相談支援センターであって市が設置するものをいう。）に設置された差別相談に対応する窓口をいう。次項及び第３項において同じ。）を設置する。

２　障害者等又は事業者は、差別相談センター又は地域の相談窓口に対し、差別相談を行うことができる。

３　差別相談センター及び地域の相談窓口は、差別相談を受けた場合には、必要に応じて、事実の確認を行い、次に掲げる対応を行う。ただし、地域の相談窓口が差別相談を受け、第２号の対応を行う必要があると判断する場合は、差別相談センターに引き継ぎ、その対応を行う。

(1)　説明又は助言

(2)　差別相談に係る当事者間の調整（差別相談について必要な調査を含む。以下「調整」という。）

(3)　関係行政機関に対する通報その他通知

４　差別相談の相手方となる市又は事業者（以下「事業者等」という。）は、障害者等が差別相談を行ったことを理由として、事業の利用を禁止し、又は制限し、その他不利益な扱いをしてはならない。

５　市は、差別相談に的確に対応するために必要な人材を育成するものとする。

６　市は、差別相談センター事業の全部又は一部を障害者の相談支援を行う者に委託することができる。

（名古屋市障害者差別解消調整委員会）

第14条　市長の附属機関として、名古屋市障害者差別解消調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、市長の求めに応じて、差別相談に係る事案の解決を図るための助言又はあっせんを行う。

３　委員会は、委員６人以内をもって組織する。

４　委員は、学識経験者、障害者又はその家族、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、事業者を代表する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

５　委員の任期は２年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

６　委員は、再任されることができる。

（助言又はあっせんの申立て）

第15条　障害者等は、事業者等を相手方とする差別相談に係る事案について、差別相談センターが調整を行ってもなお解決しないときは、市長に対し、必要な助言又はあっせんを行うよう申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが当該障害者の意思に反することが明らかであると認められる場合は、この限りでない。

２　前項本文の規定は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第74条の５に規定する紛争については適用しない。

（助言又はあっせんの申立てに係る調査）

第16条　市長は、前条第１項本文の申立てがあった場合において、当事者その他の関係者に対し、当該申立てに係る事実について必要な調査を行うものとする。ただし、差別相談センターにおいて、調整を行うために、既に必要な調査が行われており、かつ、当事者の同意がある場合においては、この限りでない。

２　当事者その他の関係者は、正当な理由がある場合を除き、前項本文の調査に協力しなければならない。

（助言又はあっせん）

第17条　市長は、委員会に対し、前条第１項本文の調査の結果（同項ただし書の場合にあっては、その調査の結果）を通知するとともに、助言又はあっせんを行うよう求めるものとする。

２　委員会は、前項の規定により助言又はあっせんを行うよう求められたときは、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、助言若しくはあっせんを行う必要がないと認めるとき又は事案の性質に照らし助言若しくはあっせんを行うことが適当でないと認めるときは、この限りでない。

３　委員会は、前項本文の助言又はあっせんを行うために必要があると認めるときは、当事者その他の関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くこと、これらの者に資料の提出を求めることその他の必要な調査を行うことができる。

４　委員会は、申立てへの対応結果を当事者に通知するとともに、市長に報告するものとする。

（措置の求め）

第18条　委員会は、差別相談に係る事案の解決を図るため、市長に対して、次の各号のいずれかに該当する者に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(1)　正当な理由なく、あっせん案を受諾しない事業者等又は受諾したあっせん案に従わない事業者等

(2)　正当な理由なく、前条第３項の調査を拒んだ障害者等又は事業者等

(3)　前条第３項の調査に虚偽の説明又は資料の提出をした障害者等又は事業者等

（勧告等）

第19条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、必要があると認めるときは、差別相談に係る事案の解決に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1)　前条の規定による求めがあった場合における同条各号に掲げる者

(2)　正当な理由なく、第16条第１項本文の調査を拒んだ障害者等又は事業者等

(3)　第16条第１項本文の調査に虚偽の説明又は資料の提出をした障害者等又は事業者等

２　前項の規定にかかわらず、前条の規定による求めがあった場合における同条各号に掲げる者が市であるときは、同項の措置を講ずるよう勧告するものとする。この場合において、勧告を行わないときは、市長はその理由を公表するものとする。

３　市長は、前２項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、あらかじめその者に意見を述べる機会を与えた上で、その旨を公表することができる。

第４章　障害を理由とする差別の解消を推進するための施策

（啓発等）

第20条　市は、市職員、事業者及び市民の障害及び障害者に対する理解と関心を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うとともに、障害の有無にかかわらず、全ての人が相互理解を深めることができる機会及び情報の提供を行うものとする。

２　市は、市全体であいサポート運動（障害の有無にかかわらず、全ての人が互いに人格及び個性を尊重し支え合いながら暮らすことのできる社会を目指す運動をいう。）を推進するものとする。

（教育上の支援）

第21条　市は、障害のある幼児、児童及び生徒が、可能な限り障害のない幼児、児童及び生徒と共に学び、必要な教育を受けることができるよう、医療機関、福祉施設その他の関係機関と連携し、必要な支援を行うものとする。

（手話言語の普及）

第22条　市は、手話が独自の体系を有する言語であるとの認識に基づいて、事業者及び市民において手話の利用が普及するよう、必要な施策を講ずるものとする。

（意思疎通手段の利用の促進）

第23条　市は、手話、筆談、点字、音声、文字表示、代読、代筆、わかりやすい表現、絵図の提示、情報支援機器（情報の取得及び意思疎通を容易にするための機器をいう。）その他の意思疎通手段（意思疎通手段を利用するときの補助、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術の活用を含む。）であって障害の特性に応じたものの利用の促進を図るものとする。

（災害時の支援）

第24条　市は、災害発生時その他緊急時において、障害者に対し、その安全を確保するために必要な支援を行うとともに、意思疎通を図ることが困難な障害者に対し、その障害の特性に応じた情報の提供を行うものとする。

（名古屋市障害者差別解消支援会議）

第25条　市は、地域における障害を理由とする差別の解消の推進について情報を共有し、その取組を効果的かつ円滑に行うため、法第17条第１項の規定に基づき、名古屋市障害者差別解消支援会議（以下「支援会議」という。）を設置する。

（調査研究等）

第25条の２　市は、差別相談の事例の分析を行うとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に当たり必要な事項に関する調査研究及び情報収集を行い、支援会議を通じて当該調査研究の成果及びその情報を共有するものとする。

（委任）

第26条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成31年４月１日から施行する。

（検討）

２　市長は、この条例の施行後３年を経過した場合において、この条例の施行の状況及び社会情勢を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

名古屋市障害者差別解消庁内推進会議設置要綱

（趣旨）

第1条　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、本市の事務又は事業の遂行に当たり、障害を理由とする差別的取り扱いを禁止し、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を提供することについて、本市職員の対応要領を定め、市職員が率先して障害者差別解消に取り組み、もって、本市における障害者差別解消の推進を図ることを目的として、名古屋市障害者差別解消庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条　推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 庁内における障害者差別解消の推進に必要な連絡調整及び関係部署の連携に関すること

(2) 障害者差別解消の推進に関する人材の養成及び資質の向上に関すること

(3) その他障害者差別解消の推進に関すること

（組織）

第3条　推進会議は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

2　推進会議に会長を置き、健康福祉局主管副市長をもって充てる。

（会議）

第4条　推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

（幹事会）

第5条　推進会議の所掌事項について具体的な取り組みを協議するため、幹事会を置く。

2　幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。

3　幹事会に幹事長を置き、健康福祉局障害福祉部担当課長（障害者差別解消）をもって充てる。

4　幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

（庶務）

第6条　推進会議の庶務は、健康福祉局障害福祉部障害企画課において処理する。

（その他）

第7条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この要綱は、平成27年5月15日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

附　則

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

附　則

この要綱は、令和3年4月21日から施行する。

附　則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1

会計室長
防災危機管理局長
市長室長
総務局長
財政局長
スポーツ市民局長
経済局長
観光文化交流局長
環境局長
健康福祉局長
子ども青少年局長
住宅都市局長
緑政土木局長
上下水道局長
交通局長
消防局長
選挙管理委員会事務局長
監査事務局長
人事委員会事務局長
教育長
市会事務局長
中村区長
中区長

別表2

会計室会計課長
防災危機管理局総務課長
市長室秘書課長
総務局総務課長
財政局総務課長
スポーツ市民局総務課長
スポーツ市民局人権施策推進部人権施策推進課長
経済局総務課長
観光文化交流局総務課長
環境局職員課長
健康福祉局職員課長
子ども青少年局総務課長
住宅都市局総務課長
緑政土木局総務課長
上下水道局総務部総務課長
交通局営業本部総務部人事課長
消防局総務部職員課長
選挙管理委員会事務局選挙課長
監査事務局管理課長
人事委員会事務局審査課長
教育委員会事務局人事部人事課長
教育委員会事務局人事部教職員課長
市会事務局総務課長
中村区区政部総務課長
中区区政部総務課長